

平成 23 年 8 月 27 日  
復興担当大臣 決定  
福島県知事

## 原子力災害からの福島復興再生協議会設置要綱

### 1 目的

東京電力福島第一原子力発電所における事故により甚大な被害を受けている福島県の復興再生に向けた対策等を協議するため、原子力災害復興再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### 2 構成

#### （1）協議会

- ア 協議会は、東日本大震災復興対策担当大臣を座長とし、別表第一に掲げる者を構成員とする。
- イ 協議会は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求めることができる。

#### （2）幹事会

- ア 協議会に幹事会を置き、東日本大震災復興対策本部事務局長を座長とし、別表第二に掲げる者を構成員とする。
- イ 幹事会は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求めることができる。

#### （3）検討部会

- ア 協議会は、必要に応じ、検討部会を設置することができる。
- イ 検討部会の構成員は、協議事項に応じて協議会の座長が指名する。

### 3 庶務

会議の庶務は、東日本大震災復興対策本部事務局及び福島県において処理する。

### 4 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、東日本大震災復興対策担当大臣と福島県知事が協議の上、別に定める。

別表第一

座長	東日本大震災復興担当大臣	平野 達男
構成員	原発事故の収束及び再発防止担当大臣 総務大臣 内閣官房副長官 内閣府原子力被災者生活支援チーム事務局長 東日本大震災復興対策本部福島現地対策本部長 原子力災害現地対策本部長 福島県知事 福島県議会議長 福島県福島市長 福島県大玉村長 福島県双葉町長 福島県富岡町長 福島県飯舘村長 福島県商工会議所連合会長 福島県農業協同組合中央会長	細野 豪志 川端 達夫 齋藤 効 松下 忠洋 吉田 泉 柳澤 光美 佐藤 雄平 斎藤 健治 瀬戸 孝則 浅和 定次 井戸川 克隆 遠藤 勝也 菅野 典雄 瀬谷 俊雄 庄條 徳一

計 16 名

1月 8 日現在

別表第二

座長	東日本大震災復興対策本部事務局長	峰久 幸義
構成員	(座長代理) 東日本大震災復興対策本部事務局次長 内閣府原子力被災者生活支援チーム審議官 東日本大震災復興対策本部福島現地対策本部事務局長 原子力災害現地対策本部副本部長 (座長代理) 福島県副知事 福島県福島市政策推進部長兼危機管理監 福島県大玉村住民生活課長 福島県双葉町企画課長 福島県富岡町企画課長 福島県飯舘村総務課長 福島県商工会議所連合会常任幹事 福島県農業協同組合中央会常務理事 福島県復興ビジョン検討委員会座長	岡本 全勝 宮本 聰 諸橋 省明 平岡 英治 内堀 雅雄 富田 光 菊地 平一郎 山下 正夫 横須賀 幸一 中井田 榮 山田 義夫 長島 俊一 鈴木 浩

計 14 名

11月 16 日現在